

兵庫県立総合射撃場指定管理者公募に係る質問の回答

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
2	要項P6～7 指定期間及び 業務にかかる 経費	指定管理料が貰える様な記述ですが、当然県が支払う場合税金が投入されると思いますが、指定管理料の内容が選定基準に反映されていないのはなぜでしょうか？ 例えば、指定管理料がいない管理者と、必要な管理者ではない管理者が選ばれるべきではないでしょうか？	指定管理料は選定基準1(7)①により審査します。 指定管理者は選定基準の評価項目により総合的に判断します。
3	要項P7 指定管理料に 含まれる経費	自動車等管理費、光熱水道費等の積算に自動車の内訳、型番、光熱費の使用料のベース数量等が無ければ積算できないのですが？	県が想定しているのは、自動車は1500ccの貨物車1台、軽トラック2台、スーパー1台、フォークリフト1台です。 また、光熱水費は他県射撃場を参考にしています。
4	要項P8 利用料金	「5 利用料金」について、リピーター確保の為に会員制を導入し、利用料金を割り引く会員価格を設定することは可能か？ 全国の射撃場では会員制を導入し、リピーター確保に繋げているが、本射撃場でもリピーター確保をサービス向上に向けた取り組みに挙げていることから、必要な措置と考えるがどうか？	利用料金については、募集要項P8に記載のとおり、基準金額の0.5から1.5を乗じた範囲内の金額としており、各種割引制度を適用後の金額が上記範囲内であれば設定は可能ですが、事前協議の上、知事の承認を受けて定めることとなります。
5	要項P8 利用料金	「5 利用料金」について、兵庫県内の狩猟登録者、及び有害鳥獣捕獲者に対してクレー射撃ラウンド料、ライフル射撃利用料、スラッグ射撃利用料に対して減免となる価格を設定することは可能か？	利用料金については、募集要項P8に記載のとおり、基準金額の0.5から1.5を乗じた範囲内の金額としており、各種割引制度を適用後の金額が上記範囲内であれば設定は可能ですが、事前協議の上、知事の承認を受けて定めることとなります。
6	要項P9 射撃利用料	施設利用料の中で通常使わない単位や基準で明記されていますが、使用単位や基準がおかしい点は何時訂正するのでしょうか？ たとえばある射撃場からだけの話を聞いて設定したと思える利用基準でほかの射撃場ではありえない単位や単価である。	他施設等を参考に決定しています。
7	要項P9 射撃利用料	規則基準額については現時点案であり、令和5年度中(予定)の兵庫県議会の議決により定まります。 とありますが、誰が訂正し何時の議会にかけ最終判断が出るのでしょうか？ これの0.5若しくは1.5の範囲で利用料を決めないとあるので募集中期間中に単位の訂正単価の見直しするのでしょうか？	令和6年2月県議会に諮る予定です。 議会で諮る予定の基準額は、募集要項のとおりです。
8	要項P9 射撃利用料	射撃利用料の中で空気銃とありそのなかの空気銃射撃の利用料が1座者1,000円となっておりますが、これはビームライフル射撃での想定だと思いますが標的射撃場での空気銃と勘違いするのではないのでしょうか？	エアライフル棟における競技用空気銃の料金が1射座当たり1,000円/日であり、狩猟用の空気銃については、ライフル棟の利用料金1射座当たり4,600円/日です。
9	要項P9 射撃利用料	射撃利用料の中で県外利用者となり、その記述の中で県内に事務所若しくは事務所を有しない法人または県内に所在地を有しない団体となりますがこれはどのようにして受付時に確認するのでしょうか？	例えば会社住所と利用する者の両方が記載されている健康保険証等の書類を想定していますが、割引を受けたい方が客観的に証明できる書類を持参すべきと考えています。
10	要項P9 会議室使用料	食肉加工施設は一般に貸し出す様な施設ではないと思うのですが指定管理が貸出管理するのであればそれに対する指導、解体に対する知識等必要だと思いますし人員も必要だと思うのですが。	指定管理者において、適切に管理してください。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
11	要項P9 会議室使用料	食肉解体施設自体、閉鎖若しくは一般貸出禁止にできますか？ 理由としては ダニ、匂いに対する管理ができない。 それだけに人員を配置するには経費が合わない 残渣の処理が適切にできない 他の利用者に対して何かあった場合の対応や保証ができない 解体施設自体、一般的には迷惑施設であるのにクラブハウス内にある 捕獲してから解体するまでの時間が営業時間内にできない 施設管理者に対する負担が大きすぎる	閉鎖、一般貸出禁止はできません。
12	要項P9 会議室使用料	食肉加工施設のダニや匂いの対策を具体的にどのようにするのかおしえてください。	仕様書別紙1に記載のとおり適切に清掃等を実施してください。
13	要項P9 会議室使用料	食肉加工施設において3時間使用5,000円とありますが、通常慣れてない者が解体すると3時間では無理なのですが、3時間を超えたらするのでしょうか？	3時間を超え6時間までの場合は、5,000円の追加料金を徴収してください。
14	要項P9 会議室使用料	食肉加工施設において年間貸出回数を現段階で想定積算するには無理があるのですが、どうすればいいのでしょうか？	新規施設になり、実績がないことから、応募者において想定してください。
15	要項P10 指定管理者と 県の責任分担	わなフィールドや施設内の自然構造物が、風水害等の自然災害による土砂の流出、山の崩落及び多数の倒木が発生した場合、復旧作業や二次災害防止のための措置にかかる経費は、募集要項の7ページ4(5)②「修繕費にかかる捕捉」に記載されている考え方と同じで、100万円(税込)以上は兵庫県が負担して、100万円未満は指定管理者が負担する考えでよいか。	1件当たりの金額が100万円(税込)を超えるものは、県と指定管理者が協議し、県が必要と認めるものについて、県の経費負担において実施します。
16	要項P10 自主事業	自主事業とありますが、これは指定管理者が独自に行う事業というので、たとえば指定管理者が大会等を主催した場合もこれに当たるのでしょうか？	射撃大会は、指定管理事業としてください。
17	要項P10 自主事業	射撃場の運営において射撃技能講習があるが、銃砲所持者は公安委員会に受講申し込みをして射撃場にて講習を受講することとなる。 その際、射撃場に講習料として公安委員会から費用を支払われることになるが、その金額を教えてください。 射撃場の収入となることと、活用していただけることに繋がるが、本件については射撃場にかかわる者でなければ回答を得ることが出来ないのでは、県からの問い合わせとなるので、県警本部へ問い合わせをお願いしたい。	指定管理事業として位置づけていないため、自主事業として、指定管理者の責任において計画をお願いします。
18	要項P10 指定管理者と 県の責任分担	指定管理者と県の責任分担の中で、運営の基本的な考え方をすべて兵庫県が決めますとありますが兵庫県がすべて決めるのでしょうか？	基本的な方針は県が決定します。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
19	要項P12 応募者の資格	「(3) 応募者の資格」③の「サ 指定管理者候補者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者」とあるが、指定管理者候補者選定委員会委員及び公募事務に関与した者の一覧を教えてください。 公募者からは、誰が関与したのか不明であり、複数の団体、グループで応募する際、判断することが出来ない。 また、「公募事務に関与した者」について、各種団体、業者から意見を求めたことと思われるが、射撃場建設計画に携わった者が含まれる場合、複数の団体、グループで応募する際に注意が必要となることから、公開を求める。	選定委員については公表できませんが、選定委員が応募者にならないことは確認済みです。 利害関係を有する者については、現時点で想定している個人・団体はありません。
20	要項P12～14 応募方法 応募書類 様式6	人員配置については各氏名を入れるのでしょうか？	様式6の2(2)に、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項に基づく「管理する者」の予定者については、氏名の記載をお願いします。 それ以外の人員体制については、氏名の記載は必要ありません。
21	要項P15～17 選定方法	射撃場運営の指定管理者の選定基準の内容が本施設運営に関する必要な部分が抜けていて不必要な部分や点数の配分がおかしい部分が多いので見直しはありますか？ 明記が無いもしくは配点が少ない部分 射撃場運営に関すること 食肉加工施設に関すること 施設管理料に関すること 明記又は配点が多い部分 狩猟者に関すること	選定委員会により決定しており、配点の見直しはありません。
22	要項P16, 17 審査の基準 業務仕様書 P4 施設運営に係る基本事項	射撃場の運営については、銃による事故の防止及び射撃技術の発展に関する業務です。 とあり、指定管理業務は射撃場運営するのがメインだと思われませんが、募集要項の中で(16～17ページ)で200点満点のうち1(5)と2(3)の狩猟者育成に関する配点が全体の60/200となるのはなぜでしょうか？	当該施設は狩猟者の確保・育成を目的に整備しており、配点については選定委員会に諮ったうえで決定しています。
23	要項P16, 17 審査の基準	この中で施設と記述があるのは射撃場の間違いではないでしょうか？	わなフィールドを含めた施設全体です。
24	業務仕様書 P4 施設運営にあたっての組織等体制・人員配置等	「5 施設運営にあたっての組織等体制・人員配置等について」において、本射撃場は散弾銃、ライフル銃、空気銃の利用が可能であるが、専門の知識として散弾銃、ライフル銃、空気銃の所持許可を持った者が必要と思われるが、見解はどうか？	指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条の2の二及び三に記載のとおり、「管理しようとする指定射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包に関し相当な知識を有している者であること。」「射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者であること。」を満たす必要があり、現に所持許可を持った者が望ましいと考えますが、過去に所持許可を有しており、上記に該当する者も対象になり得ます。最終的には公安委員会の許可が必要です。
25	業務仕様書 P6 利用料金の設定・収受に関する業務	事前清算制でIC機器を導入とありますが導入費用は誰が支払うのでしょうか？	キャッシュレス決済に係る費用については指定管理者にて負担をお願いします。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
26	業務仕様書 P8 環境対策に関する業務	規則で予定している営業時間中に、「週1回の鉛回収業務」を実施することは可能か。 (質問理由等) 相当広い面積の鉛回収作業であり、ある程度の作業時間を確保する必要がある。営業時間外での鉛上げ作業では、作業時間が不足すると考える。また、冬季等は、薄暮の時間帯が作業時間になり作業精度の低下も想定される。 例えば、営業日のうち定めた曜日で指定する時間帯(2~3時間程度)を閉場して、鉛上げ業務の時間帯とすることは可能か。(鉛上げ作業時間帯は営業時間外とする)	週休日での鉛回収を想定していますが、利用者がおらず営業に支障のない時間帯での回収は指定管理者の判断でお願いします。 ただし、仕様書9(6)に記載している頻度・人員配置と同等以上になるような体制で実施してください。
27	業務仕様書 P8 環境対策に関する業務	「(6) 環境対策に関する業務 ①鉛回収」において、標的射撃(ライフル、スラッグ、空気銃)の鉛回収については、適宜協議の上、実施すればよいか?	お見込みのとおりです。 なお、バックストップの土層等については内閣府令の基準に合致するよう、維持管理をお願いします。
28	業務仕様書 P8 環境対策に関する業務	「(6) 環境対策に関する業務 ②水質・土質調査」において、モニタリングする際のサンプル採取設備(観測井戸など)は整備されているか? また、設備が整備されていない場合は、別途対応可能であるか?	現在も調査を実施しているため、採取設備はあります。
29	業務仕様書 P8 環境対策に関する業務	水質調査や土壌調査等はどうのような調査をおこなうのでしょうか? それに係る、機材等は誰が用意するのでしょうか?	試料を採取し、検査機関で鉛・砒素・フッ素・pHの分析をお願いします。 試料採取や検査依頼は指定管理者で実施してください。
30	業務仕様書 P8 環境対策に関する業務	ゼオライトの交換作業は誰にでもできるような作業なんでしょうか? またその際の仕様書、浄化槽の内容がわかるものの配布はありますか?	特別な作業ではないので、仕様書はありません。ゼオライト槽の構造については、造成工事図面の46頁にて確認をお願いします。 なお、工事において使用したゼオライトは、山形県産の天然ゼオライトです。
31	その他	この施設の運営費用は施設の売り上げと施設管理費でまかなうものでしょうか?	指定管理事業の運営は県からの指定管理料と利用料金等の収入をもって、まかなってください。
32	その他	頂いたCDの資料を見る限り不完全な部分が多すぎて、質問事項が多々ありこれに対するこの様な質問状形式ではなく対面で質問、応答等の会議の場が開けませんか?	対面での質問等は受け付けていません。